

# I - 1 地域の公共交通ネットワークの再構築

## 事業名 : 地域公共交通確保維持改善事業

<b>支援策の概要</b>		多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。その一環として、高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。	
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	交通事業者等（地域における協議会の議論を経て、バリアフリー化設備等整備事業に資する計画を作成することが前提）	市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）
	<b>対象事業</b>	<b>○バリアフリー化設備等整備事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継環境向上のための設備整備（段差の解消、誘導ブロックの整備 等）</li> <li>・ノンステップバス、リフト付きバスの導入</li> <li>・福祉タクシーの導入</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>他</b></p>	<b>○地域公共交通バリアフリー化調査事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な経費</li> </ul>
	<b>交付率</b>	1 / 3 等	1 / 2（上限500万円）
<b>問い合わせ先</b>		<b>【事業全体に関すること】</b> 国土交通省 総合政策局 地域交通課 T E L 03-5253-8111（内線54-805） F A X 03-5253-1559 <b>【鉄道に関すること】</b> 各地方運輸局鉄道部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい <b>【自動車に関すること】</b> 各地方運輸局自動車交通部／沖縄総合事務局運輸部にお問い合わせ下さい	<b>【地域公共交通バリアフリー化調査事業に関すること】</b> 国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課 T E L 03-5253-8111（内線25-506） F A X 03-5253-1552

### 整備事例



車椅子用階段昇降機



ノンステップバス



リフト付きバス



福祉タクシー

# I - 2 地下鉄のバリアフリー化の推進

## 事業名 : 都市鉄道整備事業

<b>支援策の概要</b>		地下鉄駅における安全性・利便性の向上を図るため、エレベーターの設置による段差の解消、障がい者対応型多機能トイレの設置等を推進する。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、準公営 等
	<b>対象事業</b>	駅のバリアフリー化等のための大規模改良
	<b>対象地域</b>	都市及びその周辺
	<b>交付率</b>	補助対象事業費の35%以内
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 TEL 03-5253-8534 (内線40-432) FAX 03-5253-1635

### 整備事例

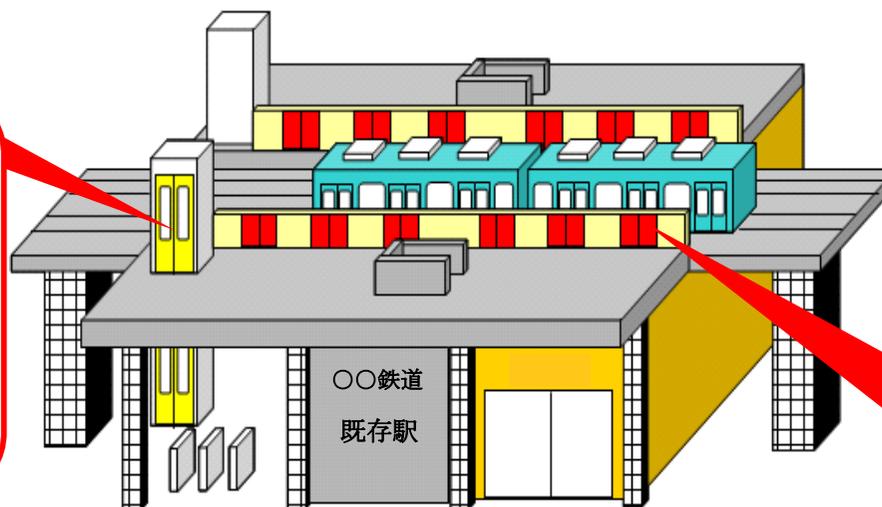
#### バリアフリー化設備の整備



エレベーター



障害者対応型トイレ



#### 転落を防止するための設備の整備



ホームドア

# I - 3 駅空間の質的進化（次世代ステーション創造事業）

**事業名** : 鉄道駅総合改善事業

**支援策の概要**

公共交通やまちづくりの拠点としての駅の役割の重要性が増大している中、駅の施設整備に対するニーズは多様であり、駅の特성에応じた様々な機能が期待されていることから、駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図る。  
地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の質的進化に資する施設の整備に対して支援する。

**支援策の内容**

**対象者**

鉄軌道事業者

**対象事業**

駅改良、駅改良と併せて行うバリアフリー施設及び駅空間高度化機能施設の整備を支援

- 駅改良
  - ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
  - ・跨線橋や人工地盤等の整備 等
- バリアフリー化
  - ・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）の整備
- 駅空間高度化機能施設の整備
  - ・生活支援機能施設（保育所、病院等）
  - ・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

**交付率**

補助対象事業費の1 / 3 以内、かつ、地方公共団体の補助額以内

**その他**

—

**問い合わせ先**

国土交通省 鉄道局  
都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室  
TEL 03-5253-8584 (内線40-613)  
FAX 03-5253-1635

**整備事例**



駅改良と併せて行うバリアフリー化



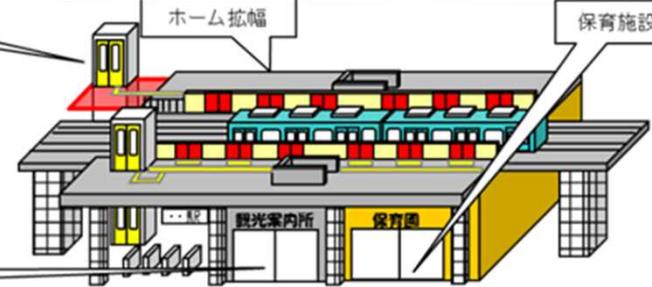
ホーム拡幅



保育施設



観光案内所



# I - 4 公共交通機関等におけるインバウンド対応の支援

## 事業名 : 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・公共交通利用環境の革新等事業

<b>支援策の概要</b>		訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現する取り組みを支援する。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	交通事業者等（地方ブロック毎に設置される会議において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画を策定し、提出することが前提。）
	<b>対象事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄軌道駅等における段差の解消（エレベーター、スロープ等）に要する経費</li> <li>・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に要する経費</li> <li>・車内等を含めた洋式トイレの整備に要する経費</li> <li>・交通系ICカードの利用を可能とするシステム導入等に要する経費 等</li> </ul>
	<b>交付率</b>	1 / 2、1 / 3、通常車両価格との差額の2 / 3（空港アクセスバスに限る） 等
<b>問い合わせ先</b>		<p>【事業全体に関すること】 国土交通省 観光庁 外客受入参事官室 TEL: 03-5253-8971          国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL: 03-5253-8396</p> <p>【補助金の活用に関する詳細】 最寄りの地方運輸局等までお問い合わせ下さい。</p>

### 整備事例



全国共通ICカードの導入



エレベーター



ノンステップバス



リフト付きバス



スロープ



ユニバーサルデザインタクシー



交通施設や車両等の洋式トイレ、多機能トイレの整備

# I - 4 宿泊施設におけるバリアフリー化の支援

**事業名 : 宿泊施設バリアフリー化促進事業（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業）**

<b>支援策の概要</b>		全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）
	<b>対象事業</b>	宿泊施設の客室、共用部におけるバリアフリー化
	<b>交付率</b>	1 / 2 1宿泊事業者あたり上限500万円
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL: 03-5253-8330

## 整備事例

### 客室の改修（例）



客室のバリアフリー化



客室トイレのバリアフリー化



浴室のバリアフリー化

### 共用部の改修（例）



スロープの設置



車椅子対応エレベーターの設置



共用トイレのバリアフリー化



食堂の段差解消

# I - 5 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

**事業名** : 港湾機能高度化施設整備費補助

<b>支援策の概要</b>		港湾の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体（港務局を含む。）又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の安全の向上を図る。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は港湾法第43条の1第1項又は第6項により指定を受けた者若しくは港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者
	<b>対象事業</b>	旅客船が定期的に就航する港湾において高齢者、障害者等が安全に利用できるようにするために、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする旅客船ターミナルの施設の整備に関する事業
	<b>対象地域</b>	－
	<b>交付率</b>	1 / 2 以内
	<b>その他</b>	－
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 港湾局 計画課 TEL 03-5253-8111 (内線46-348) FAX 03-5253-1650

## 事業のイメージ



ターミナル入口に手すり、スロープがなく、危険な状態



地域の生活を支える旅客船ターミナルについて、円滑な利用に配慮した構造とする整備を支援



手すり、スロープが整備され、安全な状態

# I - 6 空港のバリアフリー化の推進

## 事業名 : 空港整備補助事業

<b>支援策の概要</b>		地方公共団体が管理する空港においてバリアフリー化の推進のため、高齢者、障害者等の移動の円滑化を目的として、歩道ルーフ等の整備に対して支援を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体
	<b>対象事業</b>	構内道路のバリアフリー化に関する事業（歩道ルーフの整備、横断歩道ルーフの整備、歩道段差の解消 等）
	<b>対象地域</b>	特定地方管理空港、地方管理空港、その他の空港（国管理空港、共用空港を除く）
	<b>交付率</b>	特定地方管理空港：（一般）55%，（北海道）2/3 地方管理空港：（一般）50%，（北海道）60%，（離島）80%，（奄美）80%，（沖縄）90% その他の空港：40%
	<b>その他</b>	－
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 航空局 空港計画課 TEL 03-5253-8111（内線49-299） FAX 03-5253-1658

### 事業のイメージ・整備事例



歩道ルーフ



横断歩道ルーフ



## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（都市再生整備計画事業等）

### 事業名：都市再生整備計画事業

**支援策の概要** 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

**支援策の内容**

**対象者** 市町村、市町村都市再生協議会

**対象事業** 都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等

- 基幹事業：道路、公園、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業等
- 提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

**対象地域** 次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの等。
  - （1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500 mの範囲内の区域
  - （2）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

【要件②】

- 地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）。

**交付率** 40%（国の重要施策に適合するものについては45%）

**その他** -

**問い合わせ先** 国土交通省 都市局 市街地整備課  
 TEL 03-5253-8111（内線32-763）  
 FAX 03-5253-1591



## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）

### 事業名：都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

<b>支援策の概要</b>		大規模地震等に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的なバリアフリー化等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体
	<b>対象事業</b>	①都市公園の防犯性の向上 ②都市公園の豪雨対策 ③地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 ④都市公園における公園施設のバリアフリー化 ⑤都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。） ○総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの
	<b>対象地域</b>	—
	<b>交付率</b>	【用地費】 1／3      【施設費】 1／2
	<b>その他</b>	交付期間： 令和7年度まで（①②③については令和5年度まで）
<b>問い合わせ先</b>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL 03-5253-8111（内線32-945） FAX 03-5253-1593	

### 整備事例



車いす専用の駐車場



障がい者等に配慮したトイレ



誰もが使いやすい園路や休憩所

老朽化が進んだ公園施設を、子どもや高齢者をはじめ誰もが使いやすいようにバリアフリー化するとともに、地域のニーズに合わせ再整備

## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）

事業名： 公営住宅整備事業等

支援策の概要		地方公共団体が新規に整備する公営住宅等について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公営住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業等に対して支援する。
支援策の内容	対象者	地方公共団体
	対象事業	1) 公営住宅等整備事業 2) 地域優良賃貸住宅整備事業 3) 公営住宅等ストック総合改善事業
	対象地域	全国
	交付率	地方公共団体負担の原則50%
	その他	—
問い合わせ先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL 03-5253-8111 (内線39-844) FAX 03-5253-1628	

### 整備事例

公営住宅等ストック総合改善事業によるバリアフリー化



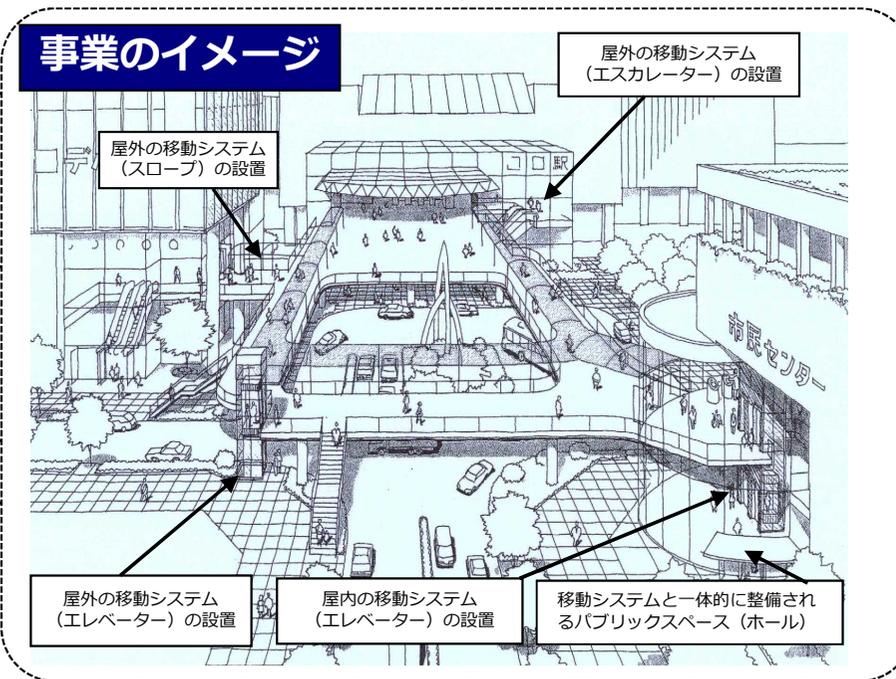
段差解消



## Ⅱ 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金（住環境整備事業）

### 事業名： バリアフリー環境整備促進事業

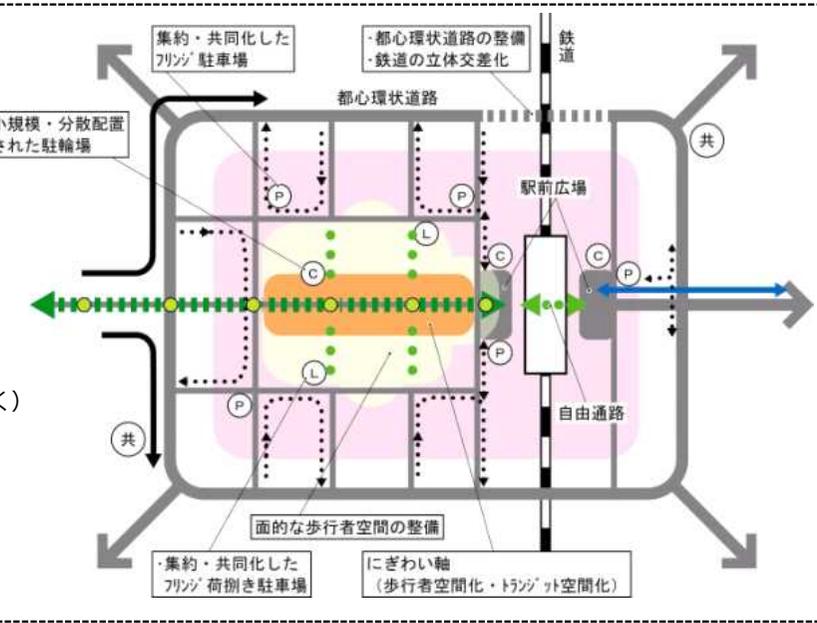
<b>支援策の概要</b>		バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物等への移動システム等の整備に対し、助成を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体、民間事業者、協議会
	<b>対象事業</b>	<p>1) 移動システム等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想等の策定</li> <li>・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）</li> <li>・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）</li> <li>・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等） 等</li> </ul> <p>2) 認定特定建築物等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）</li> <li>・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）</li> <li>・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等</li> </ul>
	<b>対象地域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既成市街地等</li> <li>・人口5万人以上の市</li> <li>・一定の要件を満たす都市機能誘導区域 等</li> </ul>
	<b>交付率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合 国：1/3、地方：2/3</li> <li>・民間事業者が施行者の場合 国：1/3、地方：1/3、民間：1/3</li> </ul>
	<b>その他</b>	－
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 住宅局 市街地建築課 TEL 03-5253-8111（内線39-654） FAX 03-5253-1631



# Ⅲ - 1 都市交通の円滑化の推進

## 事業名 : 都市・地域交通戦略推進事業

<b>支援策の概要</b>		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備に対して支援を行う。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	地方公共団体等
	<b>対象事業</b>	1) 整備計画の作成に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業（公共的空間の整備、駐車場の整備、バリアフリー交通施設の整備 等） 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業（都市情報提供システムの整備 等）
	<b>対象地域</b>	都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域、バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域 等
	<b>交付率</b>	1 / 3 以内（立地適正化計画に位置づけられた事業等は 1 / 2 以内）
	<b>その他</b>	-
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 街路交通施設課 T E L 03-5253-8111（内線32-835） F A X 03-5253-1592



### 事業のイメージ・整備事例

都市情報提供システム

自由通路

ペDESTリアンデッキ  
交通広場

駐車場

<p>〈公共交通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道路線</li> <li>公共交通軸</li> <li>にぎわい軸</li> <li>路線バス</li> </ul> <p>〈交通結節点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅</li> <li>公共交通停留所</li> </ul>	<p>〈駐車・駐輪・荷捌き施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場</li> <li>駐輪場</li> <li>荷捌き駐車場・スペース</li> <li>共同集配施設</li> </ul>	<p>〈動線〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通過車両</li> <li>自家用車、貨物車（一方通行）</li> <li>（双方方向通行）</li> <li>歩行者専用道</li> </ul> <p>〈土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の集約拠点</li> <li>面的な歩行者空間</li> </ul>
--	--	---

バリアフリー交通施設

# Ⅲ - 2 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進①

## 事業名 : サービス付き高齢者向け住宅整備事業

<b>支援策の概要</b>		「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。	
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	民間事業者・医療法人・社会福祉法人等	
	<b>対象事業</b>	サービス付き高齢者向け住宅として登録される住宅を整備する以下の事業 1) 新築による供給                      2) 既存住宅の改良等による供給                      3) 既設のサービス付き高齢者向け住宅の改修	
	<b>対象地域</b>	全国	
	<b>交付率</b>	1) 住宅：新築                      1/10 (上限 70・120・135万円/戸※1)      高齢者生活支援施設※2                      : 新築                      1/10 (上限1,000万円/施設) 2) 住宅：改修                      1/3 (上限 195万円/戸※3 等)                      高齢者生活支援施設                      : 改修                      1/3 (上限1,000万円/施設) 3) 住宅：既設改修※4 1/3 (上限 10万円/戸) ※1 面積等に応じて設定 ※2 新築の場合は、訪問介護事業所等の介護関連施設、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。 ※3 共用部分及び加齢対応構造等(バリアフリー化)に係る工事及び用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事を実施した場合の上限額。 ※4 IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る工事に限る。	
<b>その他</b>	-		
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL 03-5253-8111 (内線39-835)      FAX 03-5253-8140	

### 事業のイメージ

【登録基準】 (※有料老人ホームも登録可)

- 《ハード》
- ・床面積：原則25㎡以上
  - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
  - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

- 《サービス》
- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

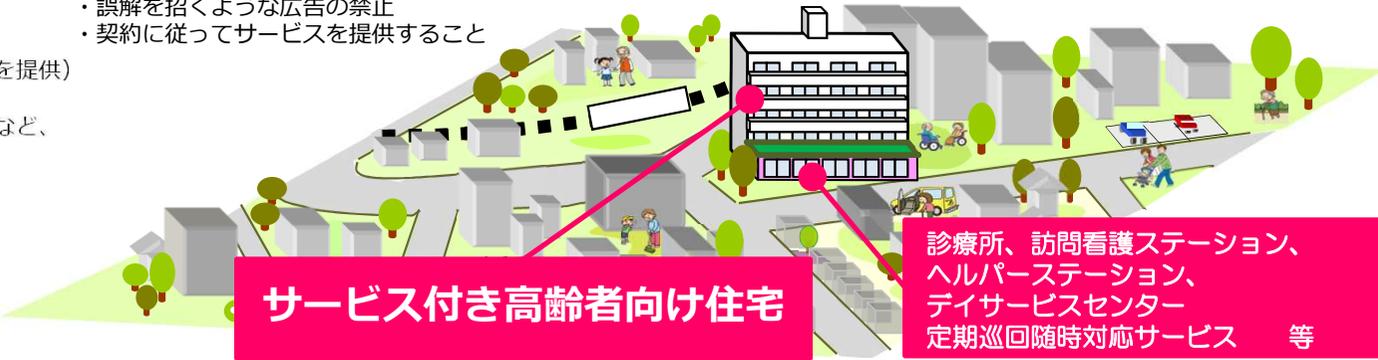
- 《契約内容》
- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること
  - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
  - ・前払金に関して入居者保護が図られていること(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

#### 【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

#### 【行政による指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し







# Ⅲ - 5 都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等

## 事業名 : 都市構造再編集中支援事業

<b>支援策の概要</b>		「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。
<b>支援策の内容</b>	<b>対象者</b>	市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等
	<b>対象事業</b>	<p>&lt;市町村、市町村都市再生協議会&gt;                  市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹事業：道路、公園、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等</li> <li>○提案事業：事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）</li> </ul> <p>&lt;民間事業者等&gt;                  都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備</p> <p>※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。</p>
	<b>対象地域</b>	都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区等
	<b>交付率</b>	1 / 2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）
	<b>その他</b>	—
<b>問い合わせ先</b>		国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111（内線32-763） FAX 03-5253-1591

